

香川県園芸総合センター庁舎機械警備業務仕様書

1. 業務の名称

香川県園芸総合センター庁舎機械警備業務

2. 業務の概要

自動警報装置により、常に善良なる注意を持って警備業務を行う。なお、警備内容は現在の水準（別図1・2参照）を維持するものとする。

3. 業務の実施場所

香川県高松市香南町岡 1164-1

香川県園芸総合センター

4. 業務の委託期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

なお、当業務の委託契約は、香川県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第2号に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該委託契約は変更又は解除する。

5. 警備内容等

1) 警備方法：警備装置を設置して行う機械警備

警報装置の設置と保守点検及び解除の場合の撤去の費用を負担すること。

警備装置については、警備対象施設に侵入者等の異常事態が発生すれば漏れなく感知する設置計画を立て、事前に協議すること。

2) 任務

- ① 警報受信装置により警備対象に異常事態が発生した場合は、対処要員が現場に急行し異常事態を確認するとともに、事態の拡大防止を図り、必要に応じて関係先及び香川県園芸総合センターの緊急連絡者に通報すること。

- ② 最終退庁者の機械警備の開始操作状況を確認し、所定の時間になっても開始操作がない場合は、香川県園芸総合センターの緊急連絡者に連絡し指示を仰ぐこと。
- ③ 月末業務終了後に業務報告書を速やかに提出すること。

3) 警備時間

- ① 侵入警戒用警報装置からの信号による警備業務
 - ア 開園日 午後 5 時 15 分翌日午前 8 時 30 分
ただし、上記の時間内で、最終退庁者が機械警備の開始操作をした時から、最初の入庁者が機械警備の解除操作をするまでの間
 - イ 閉園日 午前 8 時 30 分～翌日午前 8 時 30 分
ただし、上記の時間内で、最初の入庁者が機械警備の解除操作をした時から、最終退庁者が機械警備の開始操作をするまでの間を除く
- ② その他の警備装置からの信号による警備業務
午前 8 時 30 分～翌日午前 8 時 30 分

4) 警備対象

本館事務所、実習館
警報装置（防犯、火災監視、ガス漏れ監視）により異常情報を受信した場合は、職員への通報と現場を確認。使用回線は香川県園芸総合センターの一般公衆回線を使用。

6. 委託料の支払方法

各月払とする。

各月の 5. 2) ③の業務報告書を受領後、正当な請求書を受領した日から 30 日以内に支払うものとする。

香川県園芸総合センター庁舎機械警備委託業務

SSPシステム設置機器一覧表

機器名	個数(基)
警備主装置(KFC-P2N1)	1
警備操作器(OT-P3WT)	1
警備操作器カバー(OT-P3CV)	1
回路増設器(RES-P2)	1
回路区分器(ARC-6S)	1
人感センサ(SP)	2
開閉センサ(M)	77
振動センサ(V)	4
シャッターセンサ(SS)	3
設置機器総数	105

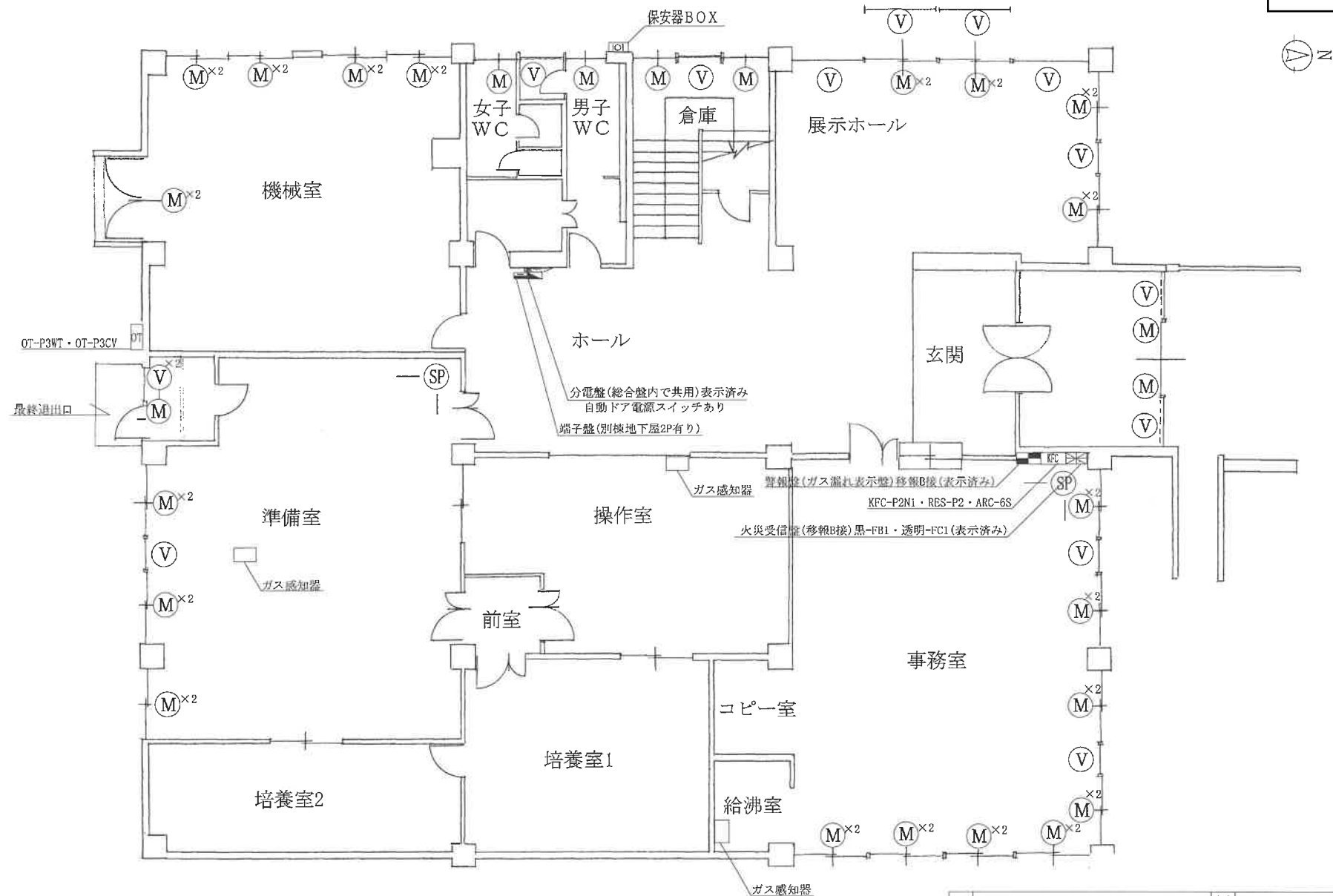
監視項目

防犯監視業務

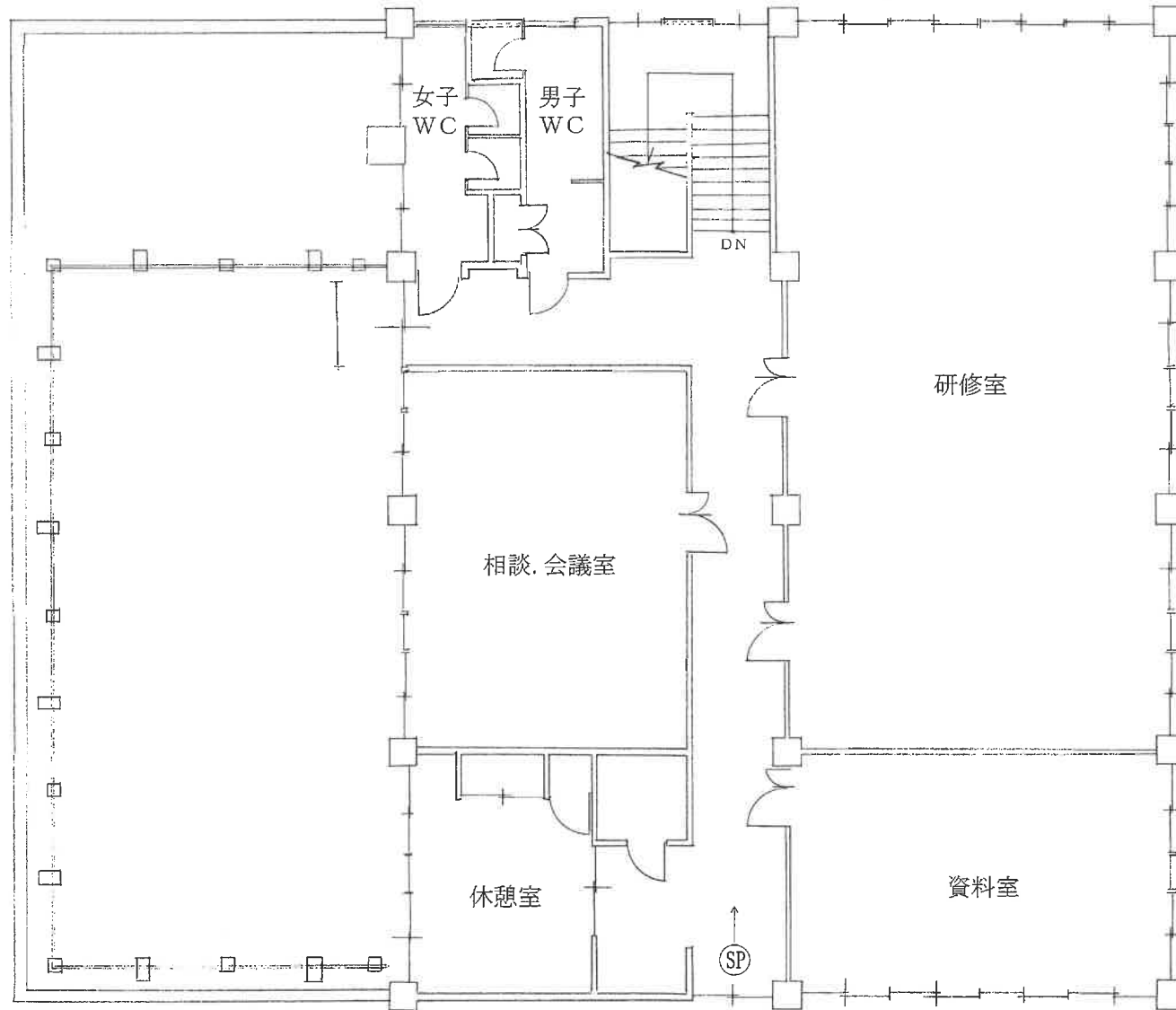
火災監視業務 火災受信盤(移報b接)

ガス漏れ監視業務 ガス漏れ表示盤(移報b接)

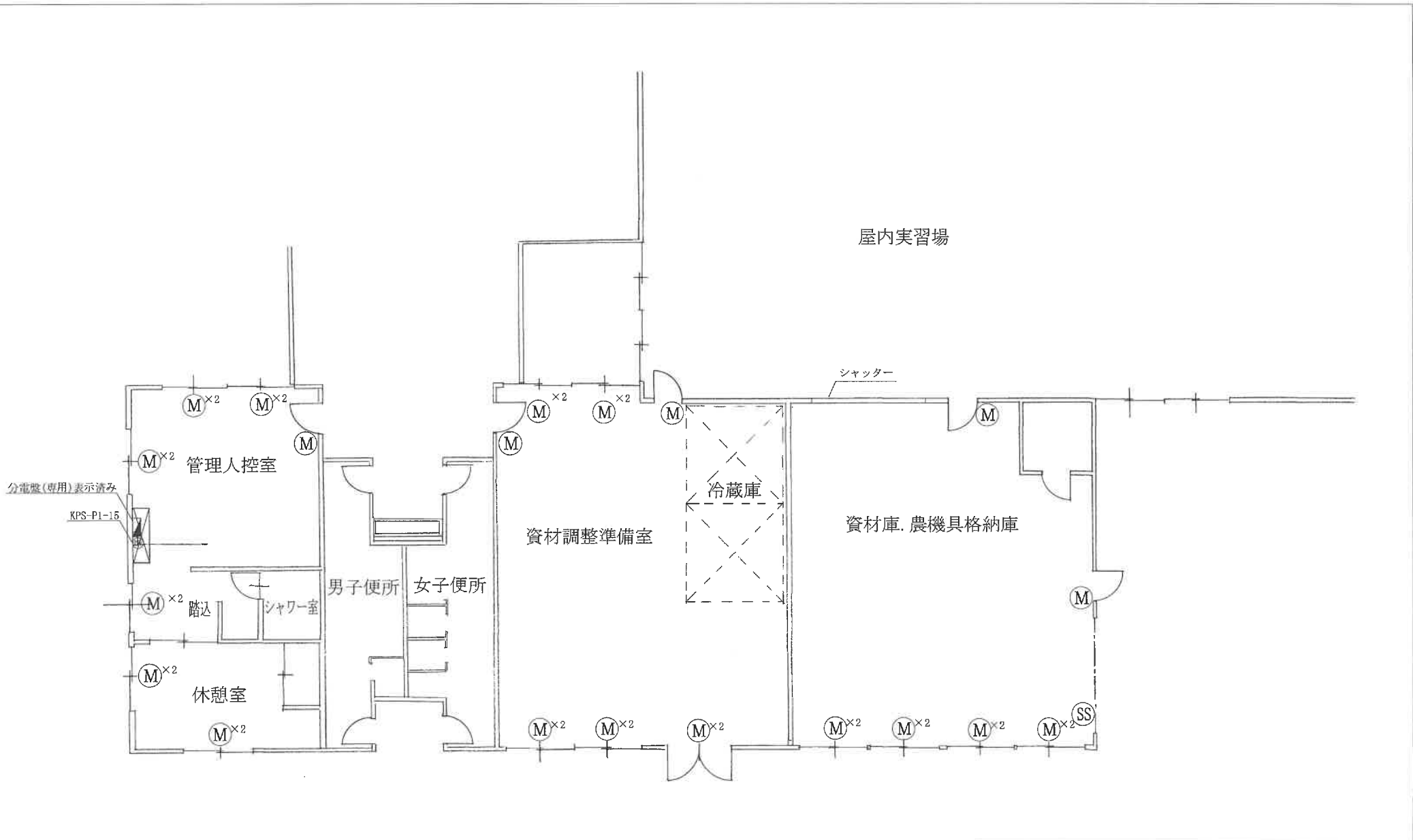
別図 2



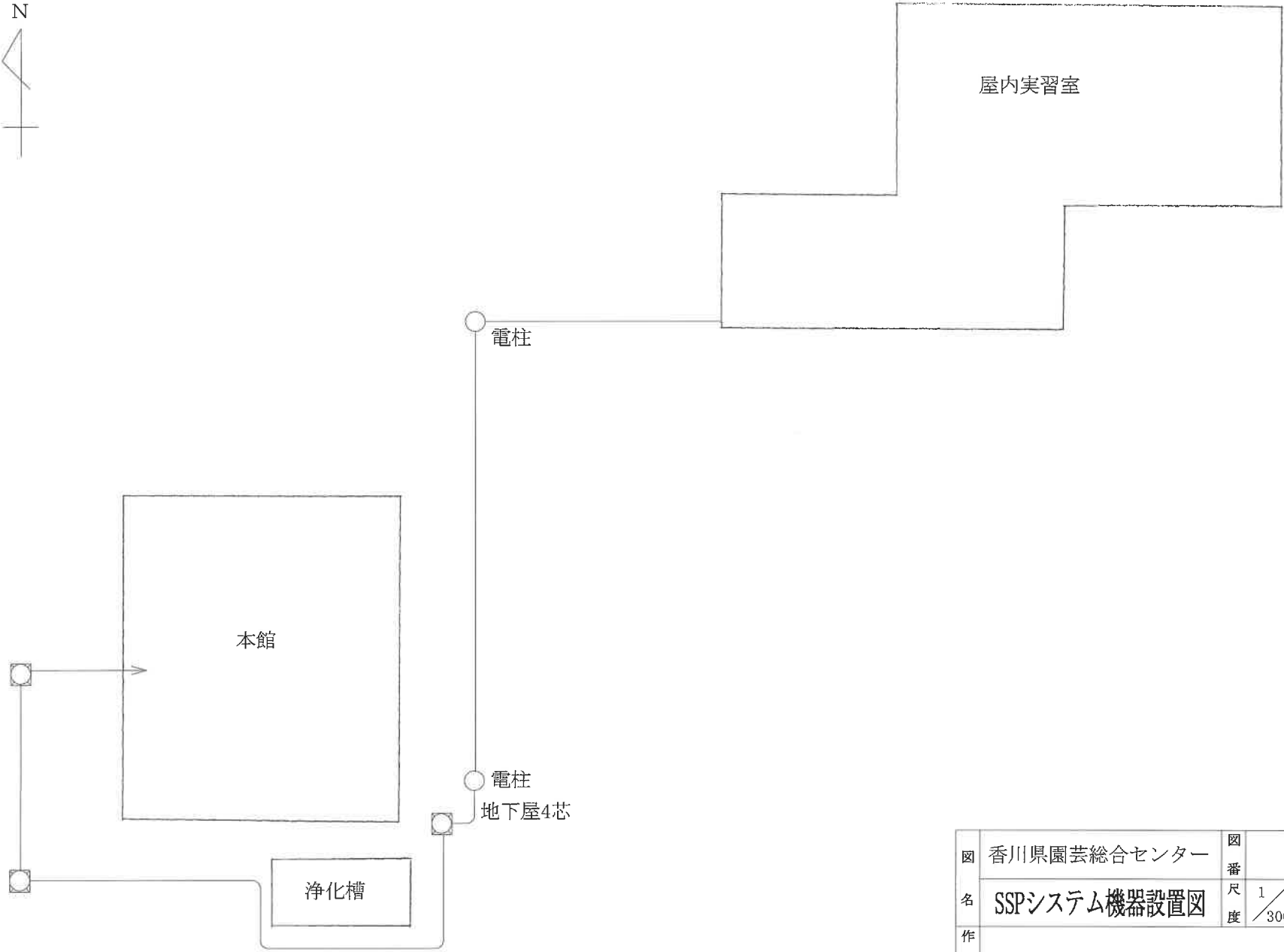
図名	香川県園芸総合センター	図番	1 / 4 本館1階	
	SSPシステム機器設置図	尺度	1 / 100	年月設計
作成				承認



図名作成	香川県園芸総合センター	図番 1/100	2/4 本館2階	
	SSPシステム機器設置図		年月設計	承認



図名	香川県園芸総合センター	図番	3 / 4 屋内実習場	
	SSPシステム機器設置図		1 / 100 年度設計	
作成		承認		



図名	香川県園芸総合センター	図番	4 / 4		配置図
	SSPシステム機器設置図		1 / 300	年月設計	
作成					承認